

中小企業基盤整備機構中国本部

経営者のための小規模企業共済制度

法改正でメリット拡大 認知度高め加入促進へ

経済産業省として51年ぶりの基本法となる「小規模企業振興基本法」の制定を受け、「改正小規模企業共済法」が2016年4月1日に施行され、共済金支給額引き上げなど事業者にとってのメリットが拡大した。運営に当たる(株)中小企業基盤整備機構中国本部(広島市)では「創業したら小規模共済!!」キャンペーンを展開し、制度の認知度アップ、加入率向上に努めている。

今回の法改正は、経営者の高齢化が進み、社会的課題となっている「事業の承継・円滑な廃業」を促すのが狙い。主な改正としては、①個人事業主の配偶者または子への事業全部譲渡に係る共済金支給額の引き上げ=表参照=や②共済金を受給できる遺族の範囲の拡大、③分割共済金の支給回数の増加のほか、手続き面においても申込金等なしで新規加入の申し込みや掛金増額が可能になり、小規模事業者にとってより利用しやすい制度になった。

これを受け中国本部では、商工会や商工会議所、金融機関などの委託機関へのバックアップ強化、マスメディア

メリット大の小規模共済 老後のため早めに加入を

中小機構中国本部
共済普及相談員

平井 則夫氏

小規模企業共済制度は、小規模企業者にとってのセーフティネット。国の制度なので安心・確実なのに加え、掛金は全額所得控除され、一括で受け取れば退職所得扱いになるなど大きな節税効果があり、利回りも



いい。加入期間が長くなるほど有利で、知らないうちに受取金が増える制度だ。ここ数年加入者は増加傾向

にあるがまだまだ認知度は十分とは言えず、商工会、商工会議所、金融機関などと連携して制度、メリットのPRに努め、加入促進につなげたいと考えている。

を活用したメリットのPR活動を強化し、加入率向上を目指している。

小規模企業共済制度に関する問い合わせは電話050-5541-7171へ。

一 小規模企業共済制度とは一

小規模企業の個人事業主や会社役員等が事業を廃業、または退職した際に生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくもので、いわば「経営者の退職金」に相当する

制度。掛金は月額1000～7万円(年間84万円)で設定し、いつでも増額や減額ができる。加入できるのは、常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主(共同経営者を含む)及び会社等役員。1965年に国が創設し、運営は中小機構が担っており、中国地方5県の共済加入者数は8万4000人余りで加入率は約4割となっている。

● 小規模企業共済法改正のイメージ ●

小規模企業共済法改正に伴い、「準共済金」から「共済金A」へ引き上げられ、多くの金額を受け取れるようになった。事例1の個人事業主Aさんは、法改正前は「準共済金」725万8500円だったが、改正後は「共済金A」の835万9200円を受け取れる。事例2の会社役員Bさんも、65歳で

退任すると「共済金B」の797万6400円を受け取れる。

しかも、掛金の所得控除に加えて、一括受け取りの共済金は「退職所得扱い」となり税制上のメリットも大きい。これまで年4回だった分割共済金は年6回(奇数月)の支払いとなり「公的年金等の雑所得扱い」となる。

□ 共済金の受取事例



□ 法改正による共済事由の変更

共済金の額(イメージ)

(←は法改正後)

地位	共済事由(主なもの)			
	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業主 共同経営者を含む	・個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡 ・個人事業の廃止	・老齢給付(65歳以上180カ月以上掛金を納付)	・個人事業者が配偶者又は子に事業を譲渡 ・法人成りし、その会社の役員に就任しない場合	・12カ月以上の掛金の滞納・共済金等の不正受給 ・任意解約など
会社等役員	・会社等の解散	・老齢給付 ・死亡、疫病、負傷による退任など ・65歳以上の役員の退任	・会社等役員の退任(死亡・疫病・負傷・解散を除く)	